

9月定例会市議会

会期▼9月10日～30日(21日間)

令和元年度 一般会計補正予算 などを可決

山岸市長は招集あいさつの中で、中学校再編について関係者の意見を十分伺いながら「市民と共に創る新しい中学校」の開設に向けて準備を進めていくと述べました。

決まった内容

◆一般会計補正予算

市民会館の空調設備改修工事、企業振興助成金、児童扶養手当の支給回数見直し及び未婚の受給者に対する臨時・特別給付などを計上し、一般会計の総額は121億2498万2千円(1億8860万円増)となりました。

◆新しく制定された条例

- ・勝山市会計年度任用職員給与及び費用弁償に関する条例
- ・地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
- ・消費税及び地方消費税の税率引上げに伴う関係条例の整備に関する条例

◆その他

その他3議案が可決されました。また、2件の意見書案が可決、陳情3件のうち2件が採択、1件が不採択、平成30年度の歳入歳出決算に係る2件が継続審査となりました。

◆委員の任命

次の委員の選任について同意されました。
勝山市公平委員会委員
 天野 義廣氏(猪野)
 南部 雅代氏(滝波町4)
勝山市固定資産評価審査委員会委員
 比良野 進氏(野向町龍合)
勝山市監査委員
 帰山 寿恵氏(猪野口)

一部改正された条例

- ・勝山市職員の育児休業等に関する条例
- ・勝山市行政財産使用条例等
- ・勝山市印鑑登録及び証明に関する条例
- ・勝山市子どものための教育・保育に係る利用者負担額に関する条例
- ・勝山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例
- ・勝山市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例
- ・勝山市火災予防条例
- ・勝山市体育施設の設置及び管理に関する条例

消費税率の改定に伴い

施設の使用料等が変わります

令和元年10月1日から消費税(消費税・地方消費税)率が改定されることに伴い、市の施設の使用料等が変わります。消費税率が現行の8%から10%へ引き上げられることにより、消費税率引き上げ分

を転嫁した使用料等に改定することになりました。利用者の方には、ご理解と協力をお願いします。料金は基本、令和2年4月1日から改定されますが、一部は令和元年10月1日から改

定されます。また、料金を改定するものと、改定しないものがありますのでご注意ください。詳しくは、市ホームページもしくは各担当課または各施設へお問い合わせください。

料金改定しないもの
 住民票・印鑑登録・戸籍・課税関連などの各種証明手数料、市営住宅使用料など

料金改定するもの
 文化・社会施設、スポーツ施設、観光施設などの使用料など

閏左表のとおり



対象施設一覧表

	使用料等が変わる施設名	問い合わせ先	電話番号
文化・社会施設など	各小中学校の体育館	教育総務課	88-8111
	教育会館		
	北谷町コミュニティセンター	同左	88-8126
	市民交流センター	総務課	88-1116
	各児童センター	福祉・児童課	87-0777
	福祉健康センター「すこやか」		
	各公民館	生涯学習・スポーツ課	88-8114
市民会館			
生涯学習センター「友楽喜」			
スポーツ施設	重要文化財旧木下家住宅	生涯学習・スポーツ課	88-8113
	各体育館	生涯学習・スポーツ課	88-8127
	各グラウンド		
市営温水プール			
観光施設など	白山平泉寺歴史探遊館まほろば	生涯学習・スポーツ課	88-8113
	勝山ニューホテル(*)	同左	88-2110
	岩屋オートキャンプ場	商工観光・ふるさと創生課	88-8117
	はたや記念館「ゆめおーれ勝山」		
	勝山温泉センター「水芭蕉」(*)	同左	87-1507
	ジオターミナル(*)	同左	87-0023
	あ之蔵など	株六千坊	88-0033
東山いこいの森	林業振興課	88-8121	
その他	定住促進住宅の駐車場	都市建設課	88-8107
	市営住宅の駐車場		

*令和元年10月1日より変更



☎88-8109
 閏上下水道課(市民会館2階)

11月検針分▼税率10%
 改定後の消費税が適用されるのは、11月検針分を含む水道料金の12月請求分、下水道使用料および農業集落排水使用料の1月請求分からとなります。

また、上下水道の中止手数料などの各種手数料や、新設時の加入金・負担金も税率10%に引き上げられます。

上下水道料金等の消費税について



10月1日から、上下水道料金、下水道使用料、農業集落排水使用料の消費税が10%になります。ただし、次のとおり経過措置をとります。

10月検針分▼税率8%

11月検針分▼税率10%

お困りの際にご利用ください 病児・病後児保育

園「ひかり病児保育園」

(クリニック・デ・ふかや内) ☎88-0288

病児・病後児保育は、お子さんが病気で登園・登校できないとき、保護者に代わって医師、看護師、保育士、栄養士が一時的に保育看護するサービスです。

利用時間▶午前8時30分～午後5時30分
 (土日祝日は休園)

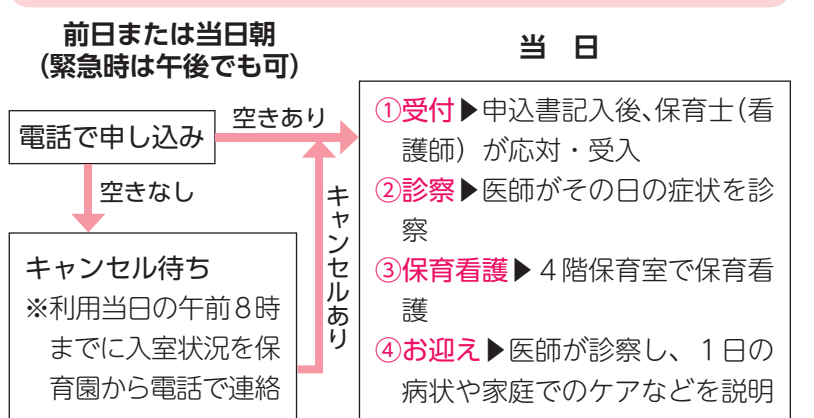
対象▶生後2か月児～小学校6年生
 利用料金▶1回2,000円
 定員▶6人

持ち物▶昼食(主食のみ)、バスタオル1枚、着替え、ビニール袋1枚(乳幼児は、粉ミルク、おむつ、おしりふき、食事用エプロン)、薬、母子手帳、健康保険証、子ども医療費受給者証、母子父子家庭等医療費受給者証または児童扶養手当証書、お子さんが安心するタオル、おもちゃなど

※副食、おやつ有。アレルギーのあるお子さんは弁当持参。見学もできます



ご利用の流れ



重要 ※予約およびキャンセル待ちの取り消しは、当日午前7時30分までにクリニックに電話をお願いします